

「食の安全安心」及び「食育」推進計画（第4次）を踏まえた取組状況

I 食の安全安心の推進

柱1 食品の安全性の確保

生産段階における農薬や動物用医薬品の適正使用徹底のための取組から食品の製造、加工、流通・販売段階における監視指導や HACCP に沿った衛生管理の推進等の取組に至る食品供給行程の各段階の食の安全安心の推進のため、次の事業を実施する。

(1) 安全安心な農産物の生産の推進

ア 農薬の適正使用の推進【農業改良課】

農薬の取り扱いについて指導的役割を果たす農薬管理指導士を育成し、農薬による事故防止や農薬の安全かつ適正使用を進める。



農薬管理指導士認定特別研修

◎ 農薬管理指導士の有効認定者数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 1,800人 | 1,577人 |

- * 目標：関係法令遵守及び農薬の適正使用の徹底
- * 対応：関係機関へ呼びかけ新規育成者を増加、更新者を充実
- * 事例：7月22日～9月18日に農薬管理指導士更新研修を、12月9日～10日^{*}に農薬管理指導士認定特別研修・試験を実施した。^{*}合否発表は1月中旬

イ 農薬等検査システムの充実【農業改良課】

生産段階での農産物の安全確保と生産者の不安解消のため、「ひょうごの農産物検査システム」により、農産物生産工程のチェック及び残留農薬検査を実施する。

ウ 肥料の品質保全と適正流通【農産園芸課】

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録・更新等により、肥料の品質を保全し、安全安心な肥料の生産流通を推進する。

◎ 肥料登録の更新件数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 30件 | 20件 |

- * 目標：登録・更新等により適正であることを確認
- * 対応：申請書類等の確認
- * 事例：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき有効期間が定められており、更新指導を実施する。

エ 野菜の衛生管理の推進【農産園芸課】

産地や農産物への信頼性の確保や事故防止のため、適正な農場管理の確立とともに農業経営の向上につなげる「GAP」の普及啓発を図る。

オ 環境創造型農業の推進【農業改良課】

生産活動に由来する環境への負荷を低減するため、環境創造型農業を推進し、化学合成の肥料及び農薬の低減技術等（環境創造型農業技術）の普及拡大を図る。さらに、生産物に対する消費者の信頼度向上、生産者と流通・販売業者の連携強化や県民の理解促進に努める。



有機栽培体験研修会での実習

◎ 環境創造型農業の生産面積

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 22,800ha | —ha |

- * 目標：R 7年度末に、県内水稲及び野菜栽培面積(46,000ha)の約50%程度(22,800ha)に環境創造型農業技術を導入する。
- * 対応：環境創造型農業技術導入のための実証ほの設置や研修会による技術啓発等による技術の普及と兵庫県認証食品の取得の推進
みどりの食料システム戦略推進交付金等を活用したモデル地区の取組の波及
- * 事例：R 7年度は、10市町でみどりの食料システム戦略推進交付金を活用した面的拡大を推進した。

(2) 安全安心な畜産物の生産の推進

ア 動物用医薬品適正使用等対策の実施【畜産課、生活衛生課】

畜産物への抗菌性物質等の残留を防止するため、畜産農家に対し動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、飼料中及び畜産物中の抗菌性物質の残留検査を実施する。

◎ 飼料中の残留抗菌性物質検査による年間違反件数

| 令和7年度(目標) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 0件 | 0件 |

- * 目標：全ての畜産農家で使用基準が定められている飼料の適正な給与
- * 対応：家畜保健衛生所が畜産農家を巡回して飼料の適正給与を指導
飼料の抗菌性物質残留検査を実施
- * 事例：R 7年度は20検体について検査したところ、畜産物に残留するような不適正な使用は認められなかった。

イ 家畜伝染病予防対策の実施【畜産課】

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のための検査を定期的実施する。

◎ 鳥インフルエンザモニタリング検査実施農場数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 23農場 | 16農場 |

- * 目標：家畜伝染病の発生予防、早期摘発及びまん延防止
- * 対応：家畜の定期的な検査及び飼養衛生管理基準の遵守等の巡回指導を実施
- * 事例：モニタリング検査の結果は全て異常はなかった。
なお、計画と実績の乖離は、年度途中で国の定める指針が改正され、検査実施農場数が変更されたため。



鳥インフルエンザモニタリング検査

(3) 安全安心な水産物の生産の推進

水産物安全確保対策の実施【水産漁港課】

養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用を指導し、養殖衛生管理技術の普及を図っている。また、アサリ・カキ等の二枚貝の安全確保のため、生産時期に応じた定期的な海中の有毒プランクトン調査や貝毒検査を実施し、結果に応じて「兵庫県貝毒対策事務取扱要領」に基づき適切に対応する。

◎ 養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導数及び達成率

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|----------------------|----------------------|
| 65 経営体 [達成率 100%] | 65 経営体 [達成率 100%] |

◎ 養殖場の巡回指導実施回数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 15 回 | 22 回 |

- * 目標：養殖場における水産用医薬品の適正使用率 100%の維持
- * 対応：水産技術センター研究員による主要養殖地区への巡回指導の他、講習会の開催や残留医薬品検査を実施
- * 事例：R 6 年度は水産用医薬品の不適正な使用事例はなかった。

◎ 貝毒検査実施回数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 175 回 | 210 回 |

- * 目標：貝毒を原因とする食中毒発生件数 0 件
- * 対応：貝毒は例年発生することから、計画的な検査の実施及び結果の迅速な広報等
- * 事例：R 6 年度は貝毒を原因とする食中毒の発生はなかった。



貝毒原因プランクトンの一種
(大きさ 1 mm の 1/30)

(4) 食肉の安全性確保の推進

ア 食肉衛生検査の実施【生活衛生課】

病肉等の流通を防止するため、獣畜及び食鳥について、全数を検査し、その結果に応じて適切な措置を講じる。

◎ と畜検査及び食鳥検査の実施頭羽数（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-------------------|----------------------------------|
| 処理される獣畜・ 食鳥の全数 | 52,697 頭(牛、豚) 13,625,611 羽(鶏) |

- * 目標：全数検査の確実な実施
- * 対応：法に基づき、食に適さない場合は、牛・豚・鶏等の一部又は全部を廃棄
- * 事例：令和 6 年 4 月 1 日より、生体検査を徹底し、BSE を疑う牛については月齢に関係なく検査を実施して食肉の安全性を確保する。



食鳥検査

イ 食肉センター及び大規模食鳥処理場の HACCP に基づく衛生管理実施状況の検証

【生活衛生課】

県所管の食肉センターと大規模食鳥処理場における食肉の衛生管理について、と畜検査員及び食鳥検査員による検証（作業手順、衛生管理計画、記録等の確認、細菌検査など）を実施し、その結果に基づき適切な指導を行う。

◎ 食肉センター及び大規模食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理実施状況の検証（年間細菌検査回数）（政令・中核市除く）

| 令和7年度（計画） | 令和7年度（12月末） |
|-----------|-------------|
| 66回 | 48回 |

- * 目標：R 8年度末までに県下の食肉センター5施設と大規模食鳥処理場6施設の計11施設に対し、細菌検査を月1回実施する体制を整備
- * 対応：衛生指標菌を対象として、枝肉表面や食鳥と体の表面を採取する方法を用いた細菌検査（外部検証の一つ）を実施
- * 件数：R 7年度12月末現在で48回実施し、細菌検査の結果を施設へ還元するとともに、衛生指導を実施している。



細菌検査

(5) 食品営業施設等への監視・指導の推進

兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施【生活衛生課】

食品関係営業施設における衛生管理状況を点検するため、計画的に監視指導を行う。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

| 令和7年度（計画） | 令和7年度（12月末） |
|-----------------------|----------------------|
| 12,211回 [達成率 100%] | 11,056回 [達成率 91%] |

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する100%の実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク（A～E）を付け監視を実施
- * 件数：食品衛生法に基づく食品営業許可及び届出施設に対する監視を実施し、R 7年12月末現在で約91%の達成率だった。残りの期間も計画的に実施していく。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく大量調理及び集団給食施設（学校、事業所、病院、福祉施設）の年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

| 令和7年度（計画） | 令和7年度（12月末） |
|----------------------|---------------------|
| 1,754回 [達成率 100%] | 1,344回 [達成率 77%] |

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する100%の監視実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク（A～E）を付け監視を実施する。
- * 件数：R 7年12月末現在で約77%の達成率だった。残りの期間は監視回数を増やして対応していく。

(6) 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底

食品表示に基づく適正表示の推進と監視指導の強化

【流通戦略課、生活衛生課、県民躍動課、健康増進課】

県民にとって食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であることから、食品表示法及び景品表示法に基づく表示の適正化を図るため、食品表示110番など相談窓口寄せられる県民からの不適正表示に関する情報について、関係課が連携し監視・指導を行う。

◎ 食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数

| 令和7年度(目標) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 0件 | 0件 |

* 目標：発生0件

* 対応：関係課と連携して表示の適正化指導

◎ 食品表示に関する相談受付件数

食品表示の監視

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| — | 596件 |

* 目標：県民、事業者等から寄せられる食品表示に関する相談及び通報に対し、関係課が連携し調査・指導を実施

* 対応：国・近隣府県の対応を確認しながら、食品表示法に基づいた対応

* 事例：事業者等からの食品表示作成に関する問い合わせ、消費者からの相談等に対し、関係部署が連携して指導・対応を行う。

< R7年度(12月末)の受付件数の内訳 >

流通戦略課(産地表示等に関する相談等) : 285件

生活衛生課(衛生事項表示に関する相談等) : 143件(政令・中核市除く)

県民躍動課(消費生活に関する相談等) : 19件

健康増進課(栄養成分表示に関する相談等) : 149件(政令・中核市除く)

【令和7年度の主な取組】

1 食物アレルギー対策の推進【疾病対策課、健康増進課、体育保健課、生活衛生課】

食品等事業者に対して、アレルギーの未然防止を図るため、適正な食品表示の徹底及び意図しないアレルゲンの混入防止のための助言・指導を行う。

また、「兵庫県アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、関係各課と連携して県民及び食品等事業者に対して食物アレルギーに関する正しい知識の普及・啓発を行う。

2 表示の適正化対策の実施【県民躍動課】

景品表示法に基づく監視・調査・指導等を適正に実施し、事業者等に対し法の趣旨・内容の周知徹底を図る。

(1) 不当表示の監視強化

適格消費者団体と連携して商品・サービス等の不当な表示や虚偽誇大な広告を調査し、措置命令等適切な事業者指導を行う。

(2) 景品表示法の啓発

新たな不適正表示事案の発生を防止するため、研修会等を通じて、事業者における法令順守の意識を向上させる。

(7) 食品検査の充実・強化

食品の規格試験等安全対策の実施【生活衛生課】

県内で製造、加工、流通する食品等の安全性を確認し、食品衛生法に基づく規格基準違反品の発見排除のため、食品検査を実施する。

◎ 年間目標食品検査実施検体数の達成率（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|----------------------|---------------------|
| 690 検体 [達成率 100%] | 625 検体 [達成率 91%] |

- * 目標：各年度計画の完全実施
- * 対応：県立健康科学研究所及び各健康福祉事務所（保健所）検査室において実施する検査について、各地域の実態、過去の違反事例等を鑑みて計画的に実施するとともに、緊急的な食品検査にも対応
- * 件数：瀬戸内海で牡蠣が大量死している問題で、牡蠣については計画どおり収去できなかった。野菜の基準違反（残留農薬）が1件あったが、適切に回収・改善指導を実施した。

(8) HACCP に沿った衛生管理の推進

ア 各協会団体との連携の促進【生活衛生課】

（一社）兵庫県食品衛生協会、（一社）兵庫県食品産業協会、農業協同組合（JA）等の各協会団体が実施する事業に対して技術的支援を行うなど、連携の強化を図る。

イ HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進【生活衛生課】

食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理を食品等事業者が円滑に導入し、定着できるよう技術的助言・指導を行うとともに、各協会団体と連携して食品衛生講習会等を開催する。

また、より高い衛生管理にステップアップを目指す事業者に対しては、各認証制度に取り組むための助言・指導に努める。

◎ 食品衛生責任者養成講習会の受講者数(平成9年度以降の累計)

(政令・中核市を除く)

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|--------------------------|--------------------------|
| 1,500 人 (累計 66,948 人) | 1,969 人 (累計 67,417 人) |

- * 目標：許可・届出施設に1人以上の食品衛生責任者の設置
- * 対応：（一社）兵庫県食品衛生協会に委託した講習会の実施
- * 事例：同協会が実施する eラーニングによる受講は795名であった。

◎ 食品等事業者に対する食品衛生講習会の年間受講者数(政令・中核市を除く)

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 9,000 人以上 | 10,790 人 |

- * 目標：食品に係る知識の普及啓発のため、年間9,000人以上の受講
- * 対応：食品等事業者のニーズに応じた食品衛生に係る講習会の開催

ウ 卸売市場における品質管理の高度化促進【流通戦略課】

鮮度保持のためには、産地から小売店までのコールドチェーンの確保が重要であることから、食品の流通拠点である卸売市場における HACCP に沿った衛生管理の適切な運用を推進し、卸売市場の品質管理の高度化を促進する。

(9) 食中毒の未然防止対策の推進

食中毒の未然防止対策の推進【生活衛生課、体育保健課】

食中毒による健康被害をできる限り少なくするための取組として、講習会の開催や HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進等により、食中毒の未然防止に努め、万が一、食中毒が発生した場合は、迅速な疫学調査による原因施設・原因食品等の究明を行い、被害の拡大を防止するとともに、食中毒情報の広報による注意喚起など再発防止に努める。

また、県下で発生した食中毒の統計や参考事例を毎年「食中毒事件録」として公表している。

◎ 食中毒の年間事件数（政令・中核市除く）

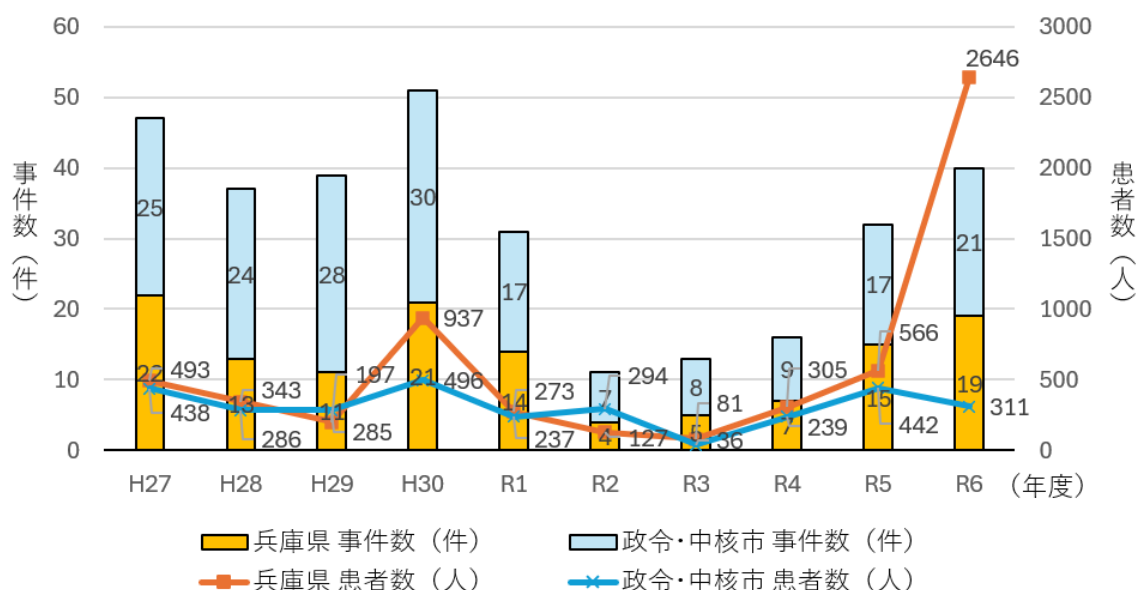
| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 10件以下 | 4件 |

- * 目標：食中毒の未然防止に努め、事件数を最小限に抑える。
- * 対応：県民及び食品等事業者に対し、食中毒に関わる講習会等の開催により、食品に関する正しい知識を普及啓発
- * 件数：R 7年度 12月末時点で、4件 99名（①カンピロバクター1件：患者数 22名 その他3件：患者数 74名）の発生があった。

【(参考) 食中毒の年間事件数（県内管轄別）】

| 年度 | 兵庫県 | 神戸市 | 姫路市 | 尼崎市 | 明石市 | 西宮市 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 2 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 3 | 5 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 13 |
| 4 | 7 | 3 | 1 | 2 | 0 | 3 | 16 |
| 5 | 15 | 12 | 2 | 1 | 2 | 0 | 32 |
| 6 | 19 | 9 | 2 | 4 | 3 | 3 | 40 |

【(参考) 過去 10 年間の食中毒事件数・患者数の推移（兵庫県、政令・中核市）】



◎ 小規模事業者向け HACCP の導入及び定着支援講習会の実施（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 4,000人以上 | 3,894人 |

- * 目標：HACCP に沿った衛生管理の導入及び定着により、食中毒の発生を防止
- * 対応：小規模事業者向けに講習会を開催

(10) 食の安全に資する研究の推進

ア 農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進【総合農政課】

農林漁業者、農林水産関係団体、県民などの要望を踏まえ、農林水産物の安全性確保に資する技術開発や試験研究を進める。

◎ 農林水産物の安全性確保に資する開発技術数（平成 27 年度以降の累計）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 58件 | 58件(見込) |

- * 目標：第 6 期中期業務計画(R 7 県農林水産部策定見込み)に沿って技術開発と普及に取り組む
- * 対応：研究課題は、農林水産関係団体、行政機関等からの要望をもとに決定
- * 事例：7 年度は、「県産農産物の総合的な抗酸化能評価技術の確立と抗酸化能を維持・向上させる流通・加工条件の解明」等、12 課題に取り組む。

イ 残留農薬等検査法の調査研究の推進【生活衛生課】

食品中の農薬等の残留検査における効率的な検査法の開発など、県立健康科学研究所において、流通食品の安全性に関する調査研究を進める。

◎ 食品等の高感度分析法の開発件数（令和 4 年度以降の累計）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 8件 | 7件 |

- * 目標：10件(R 8 年度までの 5 年間の累計)
- * 対応：より高度な分析機器を用いた、高感度かつ迅速な食品等の分析法を順次開発

柱 2 食品を介した健康被害の拡大防止

食中毒発生の拡大防止対策、危機管理体制の推進による食を介した健康被害の拡大防止対策として、健康被害情報の早期探知を図り、迅速な初動対応に努めるほか、食中毒事件、食品衛生法違反事例の公表等も行う。

(1) 健康危機管理体制の充実・強化

ア 国及び関係自治体との連携体制の充実・強化【生活衛生課】

「広域連携協議会」を活用し、国や他自治体と連携を図り、海外での重大事故や複数の府県にまたがる集団食中毒事件などの情報の迅速な把握に努める。

イ 健康危機ホットラインの設置【医務課】

食品の摂取による健康被害の発生や、そのおそれに関する情報を迅速に探知するため、県民から健康福祉事務所に寄せられる情報を 365 日・24 時間体制で受付する「健康危機ホットライン」により健康被害の拡大防止に努める。

◎ 健康危機ホットライン受付件数（食中毒関係）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| — | 24件 |

* 目標：健康被害拡大防止のため迅速な対応を実施

* 対応：食中毒に係る相談については、119番緊急通報、健康福祉事務所、医療機関等を案内した。

(2) トレーサビリティの導入促進

ア 食品トレーサビリティの推進【生活衛生課】

食の安全安心に係る問題発生時に迅速に対応するため、県独自のガイドラインを活用し、県内の食品事業者にはトレーサビリティの取組を広く普及・定着させる。

また、事故発生時に健康被害の拡大が予想される広域流通食品の製造施設や大量調理施設などに対しては、より高度なトレーサビリティの導入を推進する。

イ 農畜水産物の生産及び卸売段階への導入

【農産園芸課、畜産課、水産漁港課、流通戦略課】

農業、畜産業、漁業等の生産段階及び卸売段階において、農林水産省が作成した「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用して、導入状況の把握に努めるとともに、最も基本的なステップ1のトレーサビリティの普及を推進する。

(3) 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】

危機管理事案や食中毒の発生などの情報を報道発表やホームページ、SNS等を活用し県民へ迅速に発信するとともに、食の安全安心情報モニター制度の活用により県民ニーズを把握して、ホームページで発信する食の安全安心に関する情報を一元化してとりまとめ、よりわかりやすく提供する。

また、外国人に対する食の安全に関する基礎的な情報について、多言語化の発信に努める。

◎ 食品等のリコール情報の届出件数（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| — | 33件 |

* 対応：事業者による食品等のリコール情報を把握し、適切な監視指導や消費者への迅速な情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止

* 事例：事業者からリコール届出があった場合、速やかに公表を行う。

< R7年度（12月末）の内訳（政令・中核市除く） >

食品衛生法違反（のおそれ）：7件（CLASS II 6件、CLASS III 1件）

食品表示法違反（のおそれ）：24件（CLASS I 17件、CLASS II 6件、CLASS III 1件）

両方にまたがるもの：2件（CLASS I 1件）

※各事案は届出内容を健康福祉事務所確認後、重要度に応じてCLASS分類を行ったうえで、厚生労働省および消費者庁に報告し、システム上で公表する。



厚生労働省 公開回収事案検索サイト

柱3 食への信頼確保

食品の適正表示に関する監視・指導、ひょうご食品認証制度の推進、トレーサビリティシステムの導入促進、相談窓口の設置、出前講座や食の安全安心フェア等による県民・事業者・行政相互の情報・意見交換などの取組を行う。

(1) ひょうご食品認証制度の推進

ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課・農業改良課・

農産園芸課・畜産課・水産漁港課・林務課】

安全・安心で個性・特長のある県産食品を県が現地調査や安全性検査、生産履歴記帳等により確認して認証する「ひょうご食品認証制度」を推進し、県民が安心して県産食品を購入できるよう認証食品の生産・流通・消費の拡大を図る。



認証食品販売コーナー

◎ 兵庫県認証食品の認証数（累計）

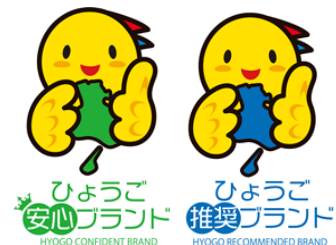
| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 2,300 品目 | 2,318 品目 |

【令和7年度の主な取組】

ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課】

ひょうご食品認証制度や本県農林水産業・農山漁村への県民の理解の醸成、県産県消の推進を目的として設立した「ひょうごの美味し風土拡大協議会」による効果的な活動を展開する。

- 1 認証食品販売店・登録飲食店の拡大
- 2 生産者と販売店・飲食店等との商談会の開催
- 3 ホームページやフェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信
- 4 保育園等での園児・保護者への認証食品のPR
- 5 まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、新ロゴマークを活かしたPR
- 6 クッキングスクールと連携した料理教室の開催



(2) リスクコミュニケーションの普及推進

ア 暮らしの安全・安心相談体制の強化【県民躍動課】

県立消費生活総合センターを核として、商品やサービスなどの消費生活全般に関する相談に対応し、県民（消費者）の不安や疑問の解消に努める。

◎ 食に関する相談受付件数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| — | 292 件 |

* 目標：食に関する県民の不安や疑問の解消

* 対応：相談事例に応じて健康福祉事務所、食品に関する専門機関等との連携
(R7年度の食に関する相談 292件<うち健康食品 137件>)

イ 食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進【県民躍動課、生活衛生課、健康増進課】

「出前講座」などによる食の安全安心に関する知識の普及のほか、ホームページやSNSなどの広報媒体の活用や食の安全安心に関する情報の迅速・正確な発信を行い、食品の安全性や食品表示制度について県民の正しい理解の普及を図る。

◎ 県民に対する講習会等の年間参加者数（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 4,400人 | 6,584人 |

- * 目標：食の安全安心に関する情報はじめ、食に関する幅広い知識を普及啓発
- * 対応：生活衛生課、各健康福祉事務所及び食肉衛生検査センター各所で広く実施
- * 事例：県民の要望に応じたテーマ（食中毒、衛生管理等）で講習会、意見交換会、紙芝居等を実施する。

出前講座

◎ 青年向け食中毒予防教室の開催（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 500人 | 1,782人 |

- * 目標：20代の若い世代を中心にカンピロバクターによる食中毒が毎年多く発生しているため、今後親元を離れて自活していく高校生を中心に、食のリスク及び安全安心な食品の摂取について啓発する。
- * 対応：各健康福祉事務所で実施

◎ 食の安全安心にかかる講演会等の開催（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 32回 | 29回 |

- * 目標：子育て世代を重点対象としたごはん食の有用性の普及啓発
- * 対応：地域の伝統食等のレシピの情報収集や啓発活動の実施
- * 事例：各地域で調理実習の実施や講演会を開催



レシピの例（おはぎ）

ウ 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として食の安全安心フェアを開催する。

◎ 地域における食の安全安心フェア開催状況（政令・中核市除く）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 12回 | 13回 |

- * 目標：各県民局で計画し、12回開催する。
- * 対応：食品衛生月間にパネル展示、手洗いチェッカーを用いた手洗い指導、啓発資料配布等により対応
- * 事例：R7年度は、食品衛生に関するパネル展示、街頭啓発や手洗い体験等を含めて開催した。



食の安全安心フェア（パネル）



食の安全安心フェアの様子

【令和7年度の主な取組】

1 食の安全安心普及啓発事業【生活衛生課】

子どもから大人までのライフステージにおいて、各世代の理解力や興味に対応した内容により食の安全安心に関する教育、普及啓発を行い、食の安全安心について総合的に推進する。

2 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として、健康福祉事務所単位で食の安全安心フェアを開催する。

3 子供向け食の安全安心実践教室【生活衛生課、(一社)兵庫県食品衛生協会】

次代を担う子供に対し、食の安全安心について楽しく学び、将来にわたる衛生思想を定着させるため手洗い教室等の実践教室を実施する。

4 消費者団体による食の安全安心に関する啓発【兵庫県消費者団体連絡協議会】

放射性物質や食品表示に関する講演会や食品製造業への施設見学、パネル展などを通じて、食の安全安心に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進する。

(3) 食の安全安心と食育審議会の開催【生活衛生課】

「食の安全安心と食育審議会」を定期的に行き開催し、推進計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議するほか、食の安全安心と食育に関して意見を求めることにより、施策に反映する。

◎ 食の安全安心と食育審議会の開催回数

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 2回 | 1回 |

- * 目標：食の安全安心と食育に関する意見から施策反映
- * 対応：R 6年度以降は、部会も含め全て対面を実施
- * 事例：第4次「食の安全安心推進計画」、「食育推進計画」に基づく施策の進捗状況の報告や令和9年度以降の第5次推進計画の策定に向けて審議を行っている。

食育推進計画（第4次）を踏まえた取り組み状況

食育の推進が心身の健康維持はもとより、環境保全などに配慮した持続可能な社会の実現につながるものであることを意識し、県民一人ひとりが主体的に生涯を通じた食育を実践することができるよう、全ての関係者が連携・協力し、食育を実践しやすい環境を整える。また、ひょうごの五つの国（地域）の特長や、社会のデジタル化にも対応した食育を進める。

1 子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践

子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践、特に 15～30 歳代の若者や子どもの親への食育、若い女性のやせ対策を進める。



(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期）

乳幼児期・学童期・思春期に対して、健やかな発育・発達にあわせた食習慣や生活習慣、食の実践力を身につけるための食育を進める。

ア 男性の家事・育児推進事業(料理教室)（兵庫県いずみ会）【男女青少年課】

◎おやこ de クッキングの開催

子育て中の家庭を対象に「食」をキーワードとして、料理に不慣れな父親等が親子で取り組める子育て支援活動を推進することで、男性の家事・育児への参画を促す。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 37 会場 | 年度末集計 |



料理教室の様子

- * 目標：県内 9 圏域でそれぞれ 1 回以上の実施
- * 方法：保育所・幼稚園・小学校や企業、子育て関係団体と連携し、学校や保健センター、公民館等、身近な場所で開催。
- * 内容：料理に慣れていない父親等と子どもを対象に、簡単に栄養バランスのとれた食事を作る方法や、子どもとともに食事づくりを楽しむ工夫ができるよう、家庭で実践できる料理のスキルを学ぶ料理教室を開催する。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園における食育推進

食育に関する指導の充実、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を推進する。

特に、保育所、認定こども園等の給食施設においては、子どもたちの身体状況を把握し、適切な栄養管理に基づいた食事を提供し、計画的に食育を推進するため、管理栄養士・栄養士の配置促進に努める。(管理栄養士・栄養士配置率 ⑤54.8%→⑥55.2%)

(3) 学校における食育の推進

学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育を推進するため、教職員の資質の向上を図るとともに、県学校給食・食育支援センターと連携して、学校・家庭・地域が一体となった食育の実践に取り組む。また、学校給食を「生きた教材」として活用し、地域の産業や自然、食文化への理解を深める。

ア 指導体制の充実【体育保健課】

学校給食や、学校における食育の充実のため、栄養教諭の資質向上を図る。

また、教職員が食に関する目標を認識し、教育活動全体を通じ指導計画に基づいて実践できるよう、研修を実施する。

◎食育研修会（教職員対象）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 9会場 | 7会場 |

*目標：研修会を実施することにより、教職員の意識及び指導力・実践力を向上

*方法：食育推進指定校と教育事務所が合同で実施する地区研修大会（6会場）と食育講演会（2会場）、高等学校教職員を対象とした「食に関する指導」推進研修会（1会場）の実施

*内容：公立小・中・特別支援学校・高等学校の管理職・教諭・栄養教諭等を対象に、食育推進校等の取組や、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」及び「ひょうごの食べ物資料集」等を活用した実践事例の紹介、講演会等を実施する。

【令和7年度の主な取組】

学校教育活動全体で行う食育の推進【体育保健課】

学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」、「食育ハンドブック（中学校版）」及び「ひょうごの食べ物資料集」等を活用した取組を推進する。

また、高等学校での食育の推進を図るため、高等学校教職員を対象とした研修会を開催する。

(1) 食育実践推進に関する有識者会議の開催

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 3回 | 2回 |

(2) 学校給食衛生管理推進研修の実施

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 6会場 | 6会場 |

(3) 高等学校教職員を対象とした「食に関する指導」推進研修会の開催



(4) 健康的な生活習慣の定着と実践（若い世代：15～30歳代）

ライフスタイルに合った効果的な方法（SNSの活用等）での食育を進める。

ア お米を通じて部活動に励む高校生を応援【流通戦略課】

高校生に県産米を提供するとともに、ごはん食の栄養講座を実施することで、お米を通じて部活動に励む高校生を応援する。

| | |
|-----------|-------------|
| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
| 予算の範囲内で実施 | 15校(851名) |

*方法：高校との連携により開催

*内容：高校部活動に県産米を提供。

提供を受けた参加部員は部活動の前後にお米を補食し、参加部員に対してお米・ごはん食の良さについて啓発する。

活動内容を SNS 等により周知を図る。



ごはんを頬張る高校運動部員

イ 大学生向け朝食摂取率向上プロジェクトの開催（兵庫県栄養士会）【健康増進課】

食生活上の課題の多い若い世代(大学生)を対象に、管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの朝食摂取率向上を図るため創意工夫ある取り組みを実施する。

| | |
|-----------|-------------|
| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
| 3会場 | 3会場 |

*方法：大学及びHYOGOアサ@プロジェクトとの連携により開催

*内容：若い世代が楽しみながら朝食摂取できるような仕掛け作りとして参加体験型のセミナー・グループワーク、簡単朝食レシピの発信に取り組む。

上記のほか、若い女性のやせ対策として、栄養や食生活に関する正しい知識の普及啓発を行う。

ウ 朝食をしっかりと食べるための取り組みの推進【健康増進課】

～若い世代の健康づくりサポートに向けた普及啓発～

若い世代の食生活改善に向けた行動変容を目的とし、事業所（健康づくりチャレンジ企業）や大学、地域など若い世代（高・大学生、20～30歳代）の健康づくりをサポートしている方々が健康教育や健康診断事後指導の場などで活用できるリーフレットを作成し、普及啓発する。

エ HYOGOアサ@プロジェクト【SDGs推進課・健康増進課・広報戦略課ほか】

「朝」の時間帯に着目した、公民連携による朝を大切に作る取り組み。

朝食の欠食問題をはじめとして、早寝早起き・良質な睡眠などの生活習慣改善への気づきのきっかけづくりから、旅行者や県内宿泊者数の増加を目指した朝の体験づくりに取り組む観光振興まで、兵庫県で朝を迎える人々にとって素敵な時間になるよう、「朝」にまつわる様々な取り組みを公民連携により展開する。



(5) 家庭や地域における食育の推進

ア 生活困窮者世帯を地域で支援【地域福祉課】

生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援を行うとともに、食事や居場所の提供、日常生活習慣獲得支援、保護者への養育指導を行う。

* 対象地域：県内 12 町

* 場 所：公民館・文化会館等

イ 「子ども食堂」応援プロジェクトの実施(ふるさとひょうご寄附金)【地域福祉課】

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

* 事業主体：NPO、地域住民グループ等

* 補助金額：月 2 回以上開催の団体 上限 200 千円

月 1 回開催の団体 上限 100 千円

* 補助内容：「子ども食堂」の開設に必要な経費

* 令和 元年度実績：6 団体に補助

令和 2 年度実績：12 団体に補助

令和 3 年度実績：24 団体に補助

令和 4 年度実績：24 団体に補助

令和 5 年度実績：23 団体に補助

令和 6 年度実績：13 団体に補助

令和 7 年度実績：9 団体に補助 (12 月末)

2 健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育活動の推進

壮年期のメタボ対策や高齢期のフレイル対策、希望する人が共食できる場づくり、自然に健康になれる食環境づくりなど、地域社会で支え、つなげる食育を進める。



(1) 生活習慣病の発症と重症化予防に向けた食育の推進 (壮年期のメタボ対策)

栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を進めるとともに、多くの県民が 1 日の大半の時間を過ごす職場での食育を進める。

ア 健やか食育プロジェクト事業の実施【県 12 健康福祉事務所】

「食育推進計画 (第 4 次)」の重点世代である高校生や大学生、子育て世代、働きざかり世代、高齢者等を対象に、各健康福祉事務所において重点テーマを定め、保健・農林・教育・商工等地域の食育関係者と幅広く連携し、食育推進方策の検討や実践活動を展開する。

| | 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|------|-----------|-------------|
| 会議 | 12 回 | 4 回 |
| 実践活動 | 36 回 | 40 回 |

* 目標：各健康福祉事務所で、会議 1 回以上・実践活動 3 回程度の実施

* 方法：健康福祉事務所と地域の食育関係者が地域の現状と課題の共通認識を図り、県民のさらなる食育実践に向けた推進方策を検討するとともに、実践活動の企画・運営・評価を実施する。

*** 内容：〔テーマ（例）〕**

○若い世代への食育推進

高校生、大学生を対象にした学習やアンケート調査等の実施を通して、教育機関と連携した食育体制づくりを行う。

○減塩行動を促す普及啓発と食環境整備の検討

野菜や栄養面に配慮された加工食品を消費者が自然に選択するようスーパーマーケットと連携した取組みを実施する。

イ 食生活改善講習会の開催（兵庫県いずみ会）【健康増進課】

栄養バランスに優れた日本型食生活の実践促進、健康づくりや生活習慣病、低栄養の予防・改善につながる健康的な食生活の実践に関して、調理実習を交えた講習会を開催する。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(9月末) |
|-----------|--------------|
| 1,120回 | 688回 18,159名 |

ウ 健康づくり研修会の開催支援【健康増進課】

生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るため、健康づくりチャレンジ企業が開催する従業員等を対象とした研修会に栄養士等を派遣し、研修会開催を支援するとともに、ホームページやメールマガジンなどを活用した健康・栄養情報の発信などの取組み支援を行う。

(2) 高齢者の健康づくりに向けた食育の推進（高齢期のフレイル対策）

地域高齢者の通いの場等で、フレイル予防・改善プログラムの活用をすすめるとともに、オーラルフレイル予防・改善に向けた食育を進める。

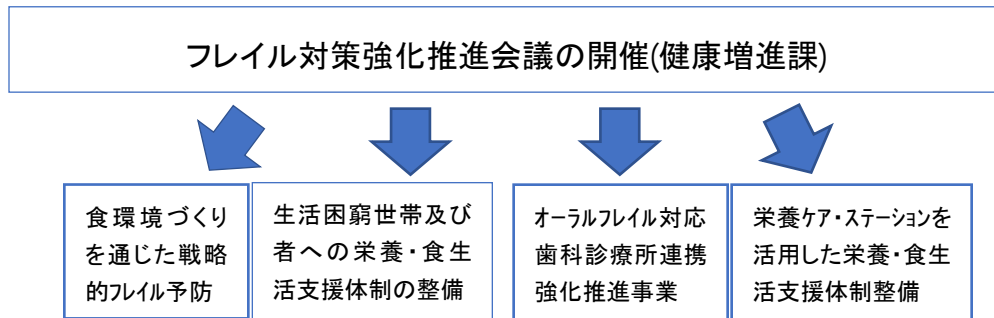
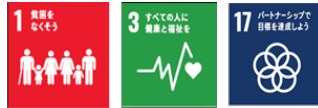
ア 包括的フレイル対策事業の実施【県医師会・県歯科医師会・県栄養士会・健康増進課】

県では関係団体との連携のもと、「栄養と口腔」「社会参加」に着目した「フレイル予防・改善プログラム」を作成し、通いの場やサロン等においてフレイル対策に取り組む際の「基本的な考え方や関係者の役割、具体的な取組み例（栄養士、歯科衛生士による講話、栄養バランスと噛み応えを実感できる弁当の会食〈健康支援型配食サービス〉等）やフレイルチェック票」を提示している。現在、全41市町及び関係団体において健康づくり事業や介護予防事業などに活用されており、県内フレイル対策の充実強化が図られている。

令和3年度からは、フレイルチェックで把握された個々の健康課題に応じて歯科医師や管理栄養士等の医療専門職による個別支援につなぐ仕組みを構築し、県下全域でフレイル予防・改善の3本柱である「栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加」の一体的な取組みを強化し、健康・社会課題の解決に向けて着手した。

さらに、食環境づくりの視点から産学官連携による組織体として、令和6年「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」を設立した。

年齢、性別、経済状況、健康関心度等にかかわらず誰一人取り残すことのないフレイル対策を進め、誰もが自然に健康的な食品に手が伸び、健康が身近である社会をめざす。



(3) 多様な暮らしに対応した食育

子どもから大人まで地域の誰もが集う「子ども食堂」や「地域食堂」、地域高齢者の通いの場など、地域コミュニティ等における「共食の場」での食育を進める。

また、社会経済的要因に伴う栄養格差を縮小するため、社会福祉協議会やフードバンク事業者等と連携し、生活困窮世帯をはじめとした栄養・食生活支援を必要とする世帯及び者に対する食育を進める。

◎生活困窮世帯及び者への栄養・食生活支援体制の整備【健康増進課】

生活困窮者の支援については、令和5年6月26日付け通知「生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について」に基づき、法に基づく事業のみならず、他制度・他事業と連携することにより、包括的な支援を行うことが重要であり、また、健康日本21(第三次)に係る基本方針においては、生活困窮者自立支援を含む様々な分野における取組と積極的に連携することが必要であることが明記されている。

栄養ケア・ステーションおよびフードバンクとの連携により、提供食品を用いた献立例を情報提供する。

(4) 自然に健康になれる食環境づくりの推進

産官学連携・共同により、誰もが自然に健康になれる食環境をめざし、食品関係事業者や食の健康協力店等と連携した食育を推進する。

ア ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト【健康増進課】

食塩の過剰摂取、高齢者のフレイルなどの健康・栄養課題を重大な社会課題として捉え、産学官連携・協働により参画事業者が主体となり県民への啓発活動を進め、健康的で持続可能な食環境を構築する。



イ 食品関連事業者における食育の推進

減塩食品やたんぱく質を摂取できる商品の提供など、栄養面に配慮した食品の選択及び利活用の推進に関する食育を進める。

◎減塩生活ステップアッププロジェクト【健康増進課、兵庫県栄養士会】

減塩の基礎や減塩調味料などの減塩食品を実際に活用したレシピ、減塩食品の使い方や減塩食品の組み合わせによる効果などを兵庫県栄養士会



ホームページにおいて発信する。

ウ 「食の健康協力店」の登録と普及啓発【健康増進課】

食の健康運動のPRや健康メニューの提供（野菜たっぷり料理、塩分控えめ料理等）などを行う「食の健康協力店」を募集し、兵庫県ホームページにおいて店舗情報を発信する。



◎食の健康協力店登録店舗数（ ）内 栄養成分の表示

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|----------------------|----------------------|
| 8,954 店 (3,409 店) | 8,620 店 (3,326 店) |

エ 給食を通じた食育の推進【健康増進課】

健康増進法に基づく特定給食施設等への食育の視点も踏まえた指導助言を行う。

(5) 災害時も健康に過ごせる食育【健康増進課】

自然災害や新型コロナウイルス感染症等の有事に備えるため、必要な食に関する知識と技術（食品を無駄にしないローリングストック法、家族構成や家族の健康状態に配慮した食品の備蓄など）について、兵庫県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT 兵庫）や、兵庫県いずみ会とも連携し、普及啓発する。



平時の活動



県民へ食の備えについての普及啓発



給食施設においては、兵庫県給食施設協議会相互支援ネットワークを活用し、災害時の備えの充実につなげる。

3 持続可能な食を支える食育活動の推進

食の循環、環境への配慮、食文化のさらなる継承と活動支援など、持続可能な食へ理解を促進するための食育を進める。



(1) 消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

「ひょうご農林水産ビジョン2030」に基づき、食の安定供給に向けた流通システムを強化するとともに、消費者と生産者の双方に県産県消（地産地消）の意識醸成を図り、より多くの県民が県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大を図る。

ア 県産農林水産物の購入機会の拡大【流通戦略課】

直売所に出荷する農業者の生産力拡大支援や専門知識を有するアドバイザーの派遣を通じて、直売所の魅力向上を図るとともに、県内直売所の旬の農林水産物の情報を取りまとめて SNS 発信するなど、県産農林水産物を求める消費者の購入機会の拡大を図る。

イ ひょうご食品認証制度の推進（再掲）

【流通戦略課・農業改良課・農産園芸課・畜産課・林務課・水産漁港課】

兵庫県認証食品のプロモーション強化と流通拡大を図る。

ウ 学校給食を通じた県産県消の理解促進【流通戦略課】

児童・生徒等の本県農林水産業への理解を深めるとともに、学校給食関係者と生産者との連携体制を構築することで、学校給食における県産農林水産物の利用向上を図る。

【令和7年度の主な取組】

◎学校給食への県産食材供給拡大【流通戦略課】

学校給食への県産有機農産物の提供や、生産者団体等による学校に出向いての出前授業・生産地での学習会を実施するとともに、学校給食アドバイザーの派遣やコーディネート事業者への支援を通じて、学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図る。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 17市町 | 10市町 |

エ 農業体験による楽農生活の推進【総合農政課】

県民が農業体験を通じ、食と「農」に親しみ、収穫の喜びや自然とのふれあいを体験する「楽農生活」を推進する。

【令和7年度の主な取組】

◎親子農業体験教室（楽農交流事業）【総合農政課】事業主体：(公社)ひょうご農林機構
兵庫楽農生活センターで「お米づくり」（田植え、稲刈り、飯ごう炊さん等）や「黒枝豆づくり」（苗植え、枝豆収穫、黒豆入り飯ごう炊さん等）を親子で行う体験教室を実施する。

・実施場所 兵庫楽農生活センター（神戸市西区神出町）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|----------------|----------------|
| お米づくり 5回 100家族 | お米づくり 5回 100家族 |
| 黒大豆づくり 5回 40家族 | 黒大豆づくり 5回 40家族 |

オ 幅広い世代への魚食普及の推進【水産漁港課】

県産水産物の消費拡大を図るため、料理講習会の開催、オンライン料理教室や料理動画等による魚食普及やスーパー等の大規模小売店での販売促進等、県漁連等が取り組む幅広い世代への魚食普及活動を支援する。

◎料理教室等の実施（県漁連等）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(11月末) |
|-----------|-------------|
| 250回 | 182回 5,029名 |

- * 目標：250回以上の料理教室等の実施
- * 方法：県漁連が学校給食食育支援センター等と連携して実施
- * 内容：幅広い世代への県産水産物を活用した料理講習会の実施

(2) 環境と調和のとれた持続可能な消費行動にも配慮した食育推進

ア エシカル消費の推進【県民躍動課】

「ひょうご消費生活プラン」に基づき、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及を推進する。

県内7箇所にある消費生活センター・消費者センターにおいて、県民向けのエシカル消費に関する講座、研修会等を多様な団体等と協働で開催する。また、兵庫県立大学において、エシカル消費を実践し起業している若き経営者を講師として招き、エシカル消費出前講座を開催する。

イ 食品ロス削減に向けた食育の推進

消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に対する意識を高め、実践に結びつけていくとともに、地産地消を推進し、生産者や生産現場への感謝の念や理解を深めることを通じ、食品ロスの削減につなげる。

◎ひょうごフードドライブの推進【環境政策課】

「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」（関係団体、スーパー、行政等）が中心となり、家庭で余っている食品を回収し、福祉団体等に寄付する「ひょうごフードドライブ」の全県展開を推進する。

(3) 地域の多様な食文化の継承につながる食育推進

地域の行事食や郷土料理等の「伝統的な食文化」や魚食文化の普及・継承に加え、地域の特色ある食材を用いた新たな料理や加工品の開発などの「新しい食文化」を創造する取組を推進する。

ア 地域・家庭の伝統行事等普及推進事業の実施

(兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会)【男女青少年課】

◎地域・家庭の伝統料理講習会等の開催

家庭や地域に伝わる伝統料理や季節の節目に作られる郷土色豊かな料理等を積極的に伝承している婦人会の事業を支援し、家族のきずなや家族と地域の関係を深める県民の主体的な取り組みを促進する。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 9地区 | 年度末集計 |

- * 方法：兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会の実施する事業への支援
- * 内容：地域や家庭における伝統行事の普及啓発をはじめとした家庭づくりに関する事業（例：季節の節目の行事（節分、月見等）や子どもの成長の節目の行事（桃の節句、端午の節句等）のいわれを学ぶとともに、その際に作られる郷土色豊かな伝統料理の実習を行う。）

4 食育推進のための体制整備

行政や学校における食育活動に加え、地域で食育活動に取り組むボランティア等の団体・組織の活動強化や新たな連携づくりなど、地域の食育を進める基盤整備の充実を図り、全県的に食育活動を推進する。



(1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

ア いずみ会リーダー（食生活改善推進員）の養成【健康増進課】

地域で食育活動の中心となるいずみ会リーダー（食生活改善推進員）を養成し、食育活動の担い手の増加に努める。（1 講座 24 時間以上）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 12 講座 | 7 講座 |

イ ひょうご“食の健康”運動の展開【健康増進課】

「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあてた「ひょうご“食の健康”運動」を、地域、関係団体等と連携を図りながら推進する。



(ア) 食の健康運動リーダーの設置と活動支援

幼児及びその保護者等に対する調理実習等の実践活動を展開するとともに、「ひょうご“食の健康”運動」のPRや日本型食生活の普及啓発を行う。

◎食の健康運動リーダー登録数：764名〔令和7年4月現在〕

◎食の健康運動リーダーによる調理実習体験

：2,067回 44,643名〔令和4年度実績〕

：2,204回 52,166名〔令和5年度実績〕

：2,493回 58,273名〔令和6年度実績〕

ウ 専門職種の資質向上【健康増進課】

これまでの食育推進の成果と課題をふまえ、地域と連携しながら食育の取組を推進する栄養指導員を育成するため、行政栄養士（県、保健所設置市、市町）を対象に、研修会を開催する。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 3回 | 2回 |

(2) 県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化

ア ひょうご食育月間（10月）普及啓発【健康増進課】

食育活動を重点的かつ効果的に実施する月間として10月を「ひょうご食育月間」と定め、あらゆる機会を通じて、県民の食育に関する関心や意識を高めるための活動を展開する。

◎月間の取組（イベント、講習会等）

： 2,346回 2,971,782名〔令和4年度実績〕
： 2,298回 2,883,112名〔令和5年度実績〕
： 2,074回 2,154,398名〔令和6年度実績〕
： 2,126回 2,417,458名〔令和7年度実績〕

【令和7年度の主な取組】

◎食育絵手紙コンクールの実施【健康増進課】

あらゆる世代の食育への関心や実践力を高めるため、食育の大切さをアピールするメッセージを絵と言葉で伝える絵手紙を募集し、各種広報に活用する。

- ・テーマ ①生産者へのメッセージ
②健康につながる食習慣
- ・募集期間 令和7年6月2日（月）～8月29日（金）
- ・入賞作品 最優秀賞 各1点、優秀賞 各5点

◆応募作品数：1,618作品

| | |
|------|-------|
| テーマ① | 950作品 |
| テーマ② | 600作品 |
| 不明 | 68作品 |



テーマ①

テーマ②

令和7年度最優秀賞（知事賞）作品

イ おいしいごはんを食べよう県民運動の推進【流通戦略課】

米やごはん食の重要性を認識し、米を中心とする食文化、豊かな実りをもたらす水田、心のふるさとである農村を将来に継承していけるように、ごはん食の意義を地域、関係団体等と連携を図りながら啓発する。

（ア）地域ごはん食推進事業

兵庫県消費者団体連絡協議会、兵庫県連合婦人会、兵庫県いずみ会が取り組む地域に密着した取組を通じて、子育て世代へごはん食の有用性を普及啓発する。

（イ）お弁当・おむすびコンテスト

児童・生徒自ら「ごはん食」について考え、実践する契機として、県内在住・在学の小・中・高校生を対象に、「お弁当・おむすび」のアイデアを募集・表彰し、ごはんの普及啓発を推進する。

◎令和7年度実績 応募作品数：10,568点（お弁当 4,169点、おむすび 6,399点）



（左）R7 お弁当コンテスト最優秀賞
「兵庫五国を旅する彩り弁当
～上京した兄へ、懐しの兵庫を～」

（右）R7 おむすびコンテスト最優秀賞
「わが家のお米×地元食材を使った創作おにぎり」

(ウ) 講演会の開催

「ごはん」を中心とした健康的な日本型食生活の有用性や、食と農の大切さを広く県民にPRするため、講演会を開催する。

◎ 令和7年度（予定）

・お米・ごはん推進フォーラム（令和8年2月14日（土）兵庫県公館大会議室）

講師：田渕 真也 氏（株式会社丹波たぶち農場 代表取締役）

飯塚 祐樹 氏（ファームハウス 代表）

小池 潤 氏（株式会社小池農園こめハウス 代表取締役）

テーマ：「生産者と消費者をつなぐ～お米の魅力、価値を見つめなおす～」

参加者数：200名

(エ) 「かまどごはん塾」の実施

幼児期の子どもとその保護者に対して、「かまど炊飯による感動体験」と「保護者への食育講義」を組み合わせた啓発活動を実施する。

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 14回 | 8回(717人) |



かまどごはん塾の様子

(オ) おむすびの日の啓発

阪神・淡路大震災の炊き出しの経験から、おむすび、そしてお米・ごはんの大切さを再認識することを目的に登録された「1. 17 おむすびの日」について、啓発資材等を活用してPRを行う。



おむすびの日の啓発活動

(カ) 若い世代への効果的な意識啓発

大学生等の若年層が健康的なごはん食を進めるため、当事者である大学生によるワーキングチームを設置し、若年世代の関心を行く新事業を提案するとともにその事業を行う。

ウ 消費者教育を通じた食育の推進【県民躍動課】

「ひょうご消費生活プラン」において、人や社会環境を意識した消費行動（エシカル消費）の醸成を重点項目に掲げ、消費者団体が実施するセミナーや講座、実践活動等を通じて、消費者教育の取組を推進する。

【令和7年度の主な取組】

◎消費者団体による食育の推進（兵庫県消費者団体連絡協議会）

地元の食材を活かした料理教室や、子育て世代を対象としたごはん献立のPRなど、地産地消や食品ロス、食の安全安心等地域における消費者教育を通じた食育を推進する。

料理教室の様子



（地域における料理教室・食の講演会等の開催）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|-------------|
| 32回 | 29回 |

(3) 食品の安全性の啓発

ア 食品の栄養成分表示等の利用促進（兵庫県栄養士会）【健康増進課】

食品表示法の施行に伴い、全ての加工食品に栄養成分表示が義務化された。

そこで、相談体制強化のための研修会を開催し、消費者の食の選択力向上のための活動を展開する。



イ 加工食品等の栄養成分表示、健康食品等の虚偽誇大広告等の指導【健康増進課】

◎食品表示に関する相談受付件数（保健事項に関すること）

| 令和7年度(計画) | 令和7年度(12月末) |
|-----------|------------------------------------|
| — | 144件 (食品表示法 133件、 健康増進法 11件) |

ウ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進

【県民躍動課、生活衛生課、健康増進課】

I 食の安全安心の推進 柱3(2) リスクコミュニケーションの普及推進 (p10) を参照

エ 栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信【健康増進課】

◎ひょうご栄養・食生活実態調査の実施

調査結果は、「兵庫県健康づくり推進実施計画（第3次）（計画期間：令和6年度～令和11年度）」の目標等の評価に活用する。

また、本調査の再分析を行い、県民の食習慣や食行動の特徴を把握し、地域特性や住民ニーズに即した効果的な栄養・食生活改善施策の推進に活用している。

■ひょうご栄養・食生活実態調査（令和3年度）

- 調査時期 調査時期 令和3年11～12月
- 調査項目 (ア) 食事記録調査（1歳以上 100世帯/182人）
(イ) 尿中ナトリウム・カリウム検査（20歳以上 153人）
(ウ) 食物摂取頻度調査（20歳以上 929人）
(エ) アンケート調査（成人2,793人、子ども1,093人）

○結果の概要

- ・20歳代男性の半数が朝食欠食。
- ・20歳以上の男女ともに食塩をとりすぎている。
- ・習慣的な野菜摂取量は、2皿が最多。果物摂取量は、100g未満が最多。
- ・30～60歳代の男性の3人に1人が肥満。
- ・20歳代女性の約2割がやせ。高齢者の約2割が低栄養傾向。
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほぼ毎日食べているは、20歳以上で約4割。
- ・食品ロス削減のための取組は、「残さずに食べる」が最多。
- ・環境に配慮した食品を選ぶ人は約3割。



(4) 「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育推進

デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討し、県民が食育に参加しやすい仕組みづくりを進める。

ア 「新しい生活様式」に対応した食育の推進

自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会になるものことから、全ての世代において栄養バランス、食文化、食品ロスなど、食に関する意識を高める。

○フレイルチェックアプリの活用促進

スマホやタブレットから、20の質問に回答いただくことで、フレイルにつながるリスクの有無が確認できます（包括的フレイル対策事業）。

(5) 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

食育関係者の連携・協働を強化し、地域特性に応じた食育活動を展開する。

ア 市町食育推進計画に基づく施策推進とフォローアップ

市町における食育推進が一層充実するよう、市町食育推進計画の進捗状況や成果を把握し、必要な資料や情報を提供するなど、適切な支援を行う。

◎市町食育推進計画策定状況
(令和7年3月末)

| | 市町数 |
|-------|-----------------------|
| 第1次計画 | 0市町 |
| 第2次計画 | 9市町 |
| 第3次計画 | 21市町 |
| 第4次計画 | 10市町 |
| 累計 | 40市町(100%) (神戸市除く) |